

性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案 概要

現状と課題

性的指向・性自認の多様性について、未だに国民の理解が十分に進んでいない
⇒ 理解が進んでいないことにより、いじめや差別などの原因となりやすい現実がある

性的指向・性自認の多様性に関する国民の理解の増進を図る必要がある

法律案の概要

1 目的

全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする

2 基本理念

国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない

3 定義

(1) 「性的指向」

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

(2) 「性自認」

自己の属する性別についての認識に関する性同一性の有無又は程度に係る意識

4 国の役割等

① 国・地方公共団体の役割、② 事業主の努力、③ 学校（幼稚園を除く。）の設置者の努力

5 施策の実施状況の公表

毎年1回、政府による施策の実施状況の公表

6 基本計画

政府が基本計画を策定（おおむね3年ごとに検討・見直し）

7 施策・措置等

- (1) 国による 調査研究の推進
- (2) 国・地方公共団体、事業主、学校の設置者・その設置する学校による 知識の着実な普及等
- (3) 国・地方公共団体、事業主、学校の設置者による 相談体制の整備等
- (4) 国・地方公共団体による 民間団体等の活動の促進

8 性的指向・性自認理解増進連絡会議

内閣府等の関係行政機関の職員で構成する連絡会議を設けて、連絡調整を行う

附則

- ① 公布日施行、② 検討条項（施行後3年を目途に法律の規定について検討）
- ③ 内閣府設置法の一部改正（内閣府の所掌事務に、基本計画の策定・推進に関する事務を追加）